
COP16を終えて ～国家戦略が企業に期待するところ～
生物多様性の国際動向と環境省の最近の政策

2025年2月27日

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性主流化室長 永田 綾



生物多様性条約第16回締約国会議再開会合第二部



背景

コロンビア・カリにおいて開催されたCBD-COP16（2024年10月21日(月)～11月1日(金)）は、最終日の翌朝に定足数不足のため中断。決定案の採択に至っていない議題について議論するため、再開会合が開催されている。
（※予算案は、再開会合第一部として開催されたオンライン協議にて採択済。）



日本環境省による結果報告会：
2月28日（金）18時(日本時間)に開催予定

概要

日時：2025年2月25日(火)～2月27日(木)

場所：国連食糧農業機関（FAO）（イタリア・ローマ）

議長：スサナ・ムハマド コロンビア環境・持続可能な開発大臣

議題：モニタリング枠組 (L.26)、レビューメカニズム (L.33)、資源動員 (L.34)、

資金メカニズム(L.31)、他条約及び国際機関との協力 (L.30)、

COPの多年度作業計画 (L.23)、組織的事項 等



CBD-COP16の様子



(議長)スサナ・ムハマド
コロンビア環境・持続可能な
開発大臣

ポイント

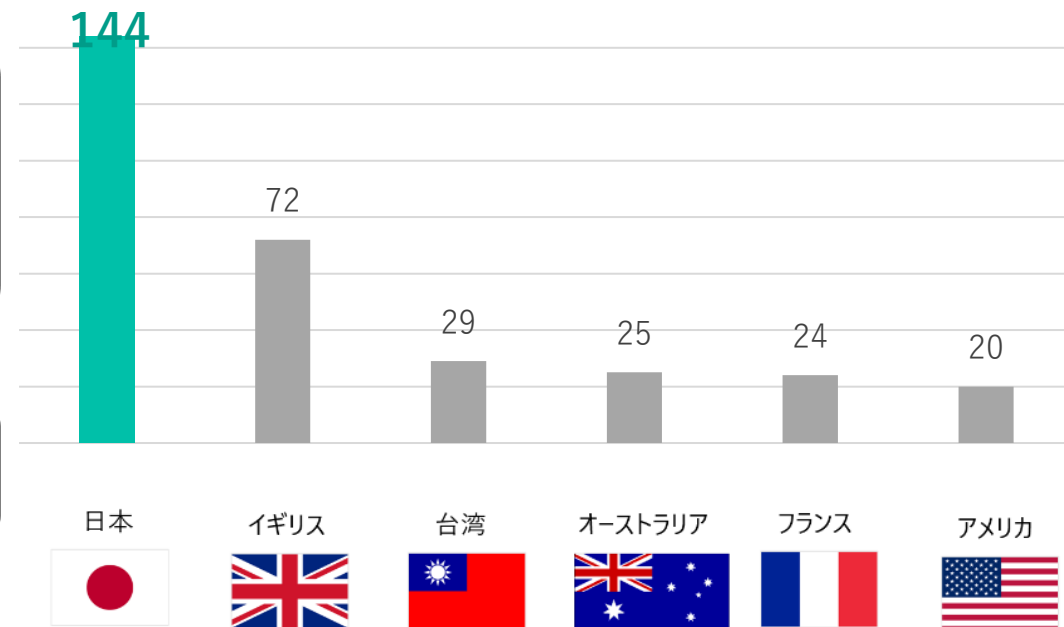
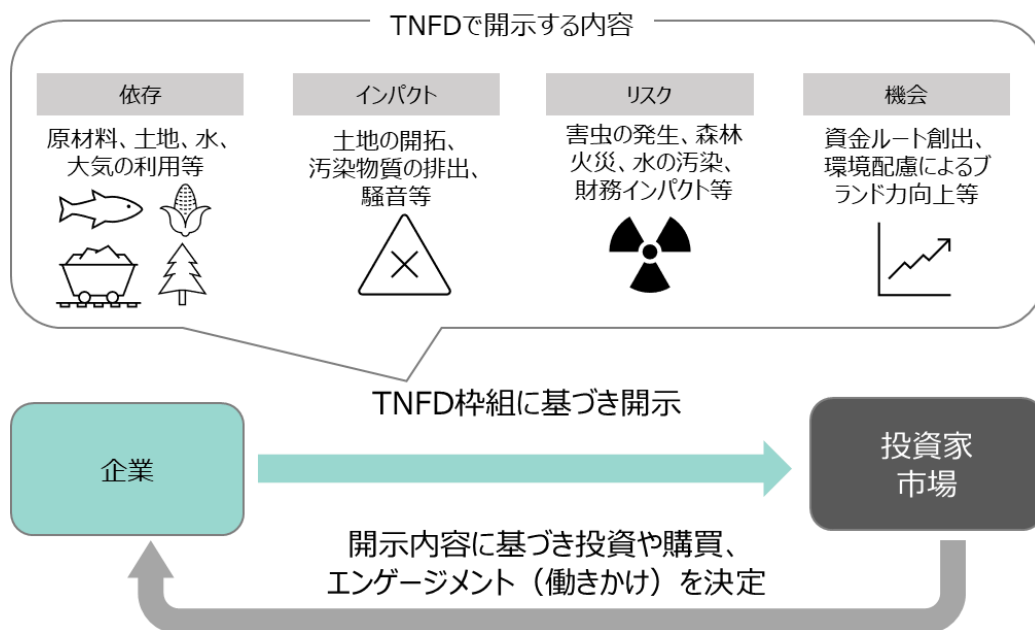
- **モニタリング枠組・レビューメカニズム**： 昆明・モンリオール生物多様性枠組(GBF) の進捗を測るモニタリング枠組（指標等）、グローバルレビューの仕組み等を議論。決定案については、COP16において概ね合意形成が図られたものの、会議が中断されたことにより採択に至っていない。
- **資源動員・資金メカニズム**： 2025年から2030年までの中長期的な資源動員戦略の決定、「グローバル生物多様性基金」の必要性等を議論。

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）v1.0

- 自然への危機的な状況と、企業や組織によるリスクの管理と開示を支援するフレームワークを開発するために、国際的なイニシアティブ、“TNFD”（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）が、2021年に発足された。
- 2023年9月にTNFD最終提言v1.0が発行。 **ビジネスによる自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）**と、それに対する企業の対応についてTCFDと整合した**4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）**の開示を推奨。
- 2024/2025会計年度においてTNFD統合開示を公表予定として登録した企業（TNFD Adopter）は **世界で543社が表明している中、日本は144社と世界最多**（※2025年2月17日現在）
- 環境省は、TNFDに2年間で**約50万ドル相当の拠出**（直接・間接支援の合算）をすることを決定し、2024年10月28日公表



Taskforce on Nature-related
Financial Disclosures



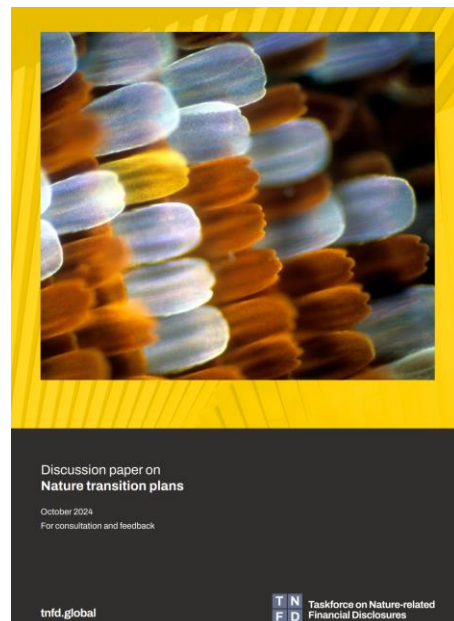
TNFD Nature transition plans



Nature transition plans（自然移行計画）に関するガイダンス案が示されたディスカッションペーパーがリリース

- 2024年10月、TNFD開示勧告に沿った移行計画を策定・開示しようとする企業や金融機関向けに、自然移行計画に関するガイダンス案を示したディスカッションペーパーを発表された。
- GBFターゲット達成のための移行を実現するためには、あらゆるセクターのビジネス慣行を大きく変える必要がある。
- GFANZの活動や、気候変動計画の情報開示に関するTPT(Transition Plan Taskforce)の提言を参考に作成。
- 2025年2月1日までに、このディスカッション・ペーパーに関するフィードバックを募集。2025年に、最終的なガイダンスを作成、公表予定。

組織の自然移行計画は、「野心性（Ambition）」 「行動（Action）」 「説明責任（Accountability）」を基盤とすべき



引用元：

<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/10/Discussion-paper-on-nature-transition-plans.pdf>

TNFDによるキャパシティビルディング



Home » News >

TNFD launches new capacity-building platform to scale market confidence and capabilities on nature-related issues

Date Posted 18th February

TNFDがキャパシティビルディングプラットフォームを2/18にローンチ

Create a profile

Log-in

Access the Learning Lab



Learning Lab
はこちら

Tools

The Knowledge Hub is home to TNFD's three main capacity-building tools.

Each is designed with a different audience in mind to drive understanding, implementation and adoption of the TNFD recommendations and guidance.



Learning Lab >



Trainer Portal >



TNFD in a Box >

プロフィールを登録して個人で「Learning Lab」にログインすることで、ビデオ、ウェビナー等を含むオンラインツールを活用し、無料でTNFDの学習をすることが可能です。

引用元 <https://tnfd.global/knowledge-hub/>

ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～

- 生物多様性国家戦略・基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」を具体化。
- 企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネスチャンスでもあることを、3つのポイントで整理

- ①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例
- ②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素
- ③国の施策によるバックアップ

を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。

※ネイチャーポジティブ経済：個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化するを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済

令和6年3月
環境省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

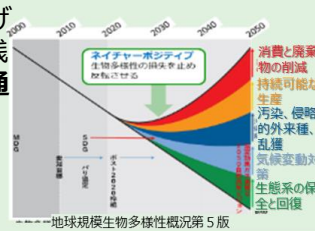
不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った企業も生じている（出所：When the Bee Stings（BloombergNEF2023）

経済活動の自然資本への依存とその損失は、明確なリスク。社会経済活動を持続可能とするためネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）への移行が必要。



①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

- ・事業活動上のリスク・機会を特定し、価値創造につなげるというプロセスを、企業既に気候変動などの分野で実践→ここに自然資本も組み込み、TNFD等の情報開示を通じた資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける
- ・脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口からビジネス機会の創出が期待→具体例と市場規模を提示



②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

まずは足元の
負荷の低減を

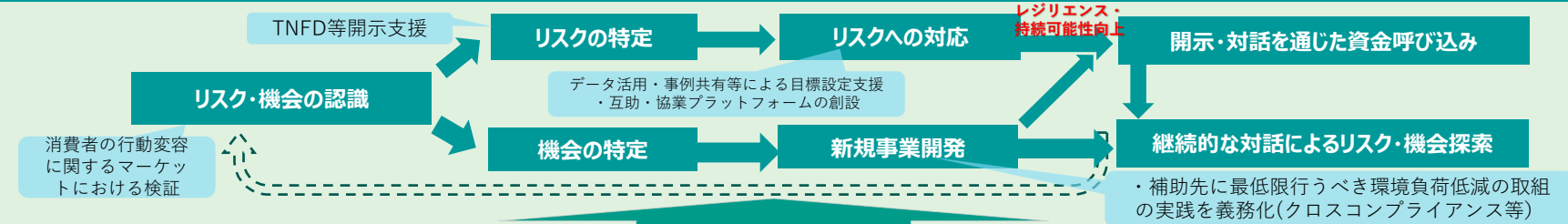
総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励

損失のスピードダウンの取組にも価値

消費者ニーズの創出・充足

地域価値の向上にも貢献

③国の施策によるバックアップネイチャーポジティブ経営への移行に伴う 企業の価値創造プロセスと対応する国の施策



プロセスを支える基盤 DXの進展/科学的知見の充実/国際社会における適切な評価/消費者を含む取組機運醸成・維持

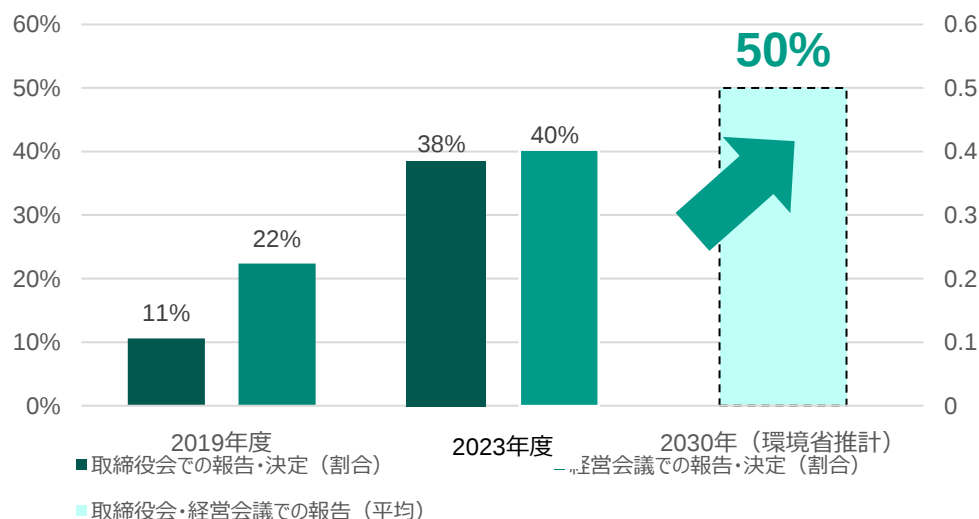
ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～



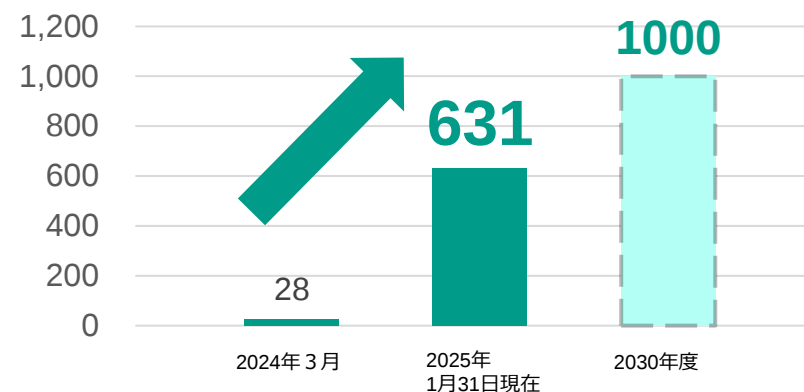
- 個々の企業の価値創造プロセスの実現により、情報開示を通じ取組が投資家や地域に高く評価され、企業価値の向上と地域価値の向上に結びつき、取組がさらに促進されるという好循環が生まれている。
- **2030年には大企業の5割が取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がなされている状態に**(環境省推計)
- 中小企業も含めた裾野の広がりを目安として、**ネイチャーポジティブ宣言の宣言・賛同団体数が1,000団体に**

自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会の礎が築かれている

取締役会や経営会議で生物多様性に関する
報告や決定がある企業会員の割合



ネイチャーポジティブ宣言の宣言・
賛同団体数



NP宣言はこちら



NP宣言発出団体
限定ロゴ

出所：日本経済団体連合会(2023)企業の生物多様性への取組に関するアンケート調査結果概要

日本経済団体連合会(2020)生物多様性に関するアンケートを元に事務局作成。

※経団連自然保護協議会が実施するアンケートで「取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がある」と回答した企業の割合を指す。
なお、本アンケートの回答率(2022年度)は経団連会員企業の20%程度であり、未回答企業については実態が把握できていないことに留意する必要がある
※回答した企業の2019-2022年度間の増加状況を元に、2030年の状態を推計したところ約45%であった。

令和6年度 気候関連財務情報開示を活かした自然関連財務情報開示支援モデル事業 (通称：ネイチャー開示実践事業)



- TNFD開示提言等に沿った自然関連財務情報の開示に取り組む企業を支援
- 本モデル事業を通じて自然関連財務情報開示につき報告活用者にとってdecision-usefulな事例を創出し、支援結果を広く発信することでTNFD開示等に取り組む日本企業の増加と開示内容の質的向上を目的としている
- 令和7年1月30日には成果報告会を開催、500以上の参加者。⇒**アーカイブ配信予定**
- 各社の支援結果を踏まえ、「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ（2024年3月）」の改訂版ガイダンスにおいて本モデル事業の結果を掲載予定



TNFD提言における開示事項と本モデル事業のスコープ

4つの柱	要求項目概要（※各柱の項目）	本モデル事業のスコープ
ガバナンス	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。 A B C	パターン① 自然資本のシナリオ分析を支援する TNFD提言からの抜粋 「自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。」
戦略	組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する。 A B C D	パターン② 自然資本の目標設定を支援する TNFD提言からの抜粋 「組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。」 ※TNFDはSBTNによって開発された方法を使用して自然に関する科学に基づく目標を設定することを推奨する。
リスクと影響の管理	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する。 A B C	
測定指標とターゲット	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する。 A B C	

参加企業

株式会社竹中工務店
KDDI株式会社

TOPPANHD株式会社

実践を通じた気づき

- シナリオ分析は、**自然資本関連リスク機会の深掘りによる、レジリエントな経営体制の構築、長期視点に立った経営戦略のブラッシュアップ、自然資本に対する社内の意識向上**につながる。
- **社内の多様な職域・職階のメンバーを集めたワークショップ**の実施が効果的。
- **気候関連シナリオを統合する視点**が重要。
- 本来の自然の状態を確認し、できる限り影響を小さくする**目標設定のノウハウが蓄積**できた。
- 目標設定を通じ、**事業所と共同での対策方針の検討**につながった。
- **公開データ不足が課題**。
- **効果的に行うためには、自社以外の関係者を巻き込み、コレクティブアクションにつなげることが重要**。

自然関連財務情報開示のためのワークショップ（ネイチャーポジティブ経営を実践する会）

- 昨年の「ツール触ってみようの会」に続き、ベーシック編・アドバンス編 2 回にわたり開催。
- ベーシック編では、中小企業等におけるネイチャーポジティブ経営の重要なポイントや、その取組におけるTNFD等の自然関連財務情報開示の関連性を解説。
- アドバンス編では、2024年11月発行の**TNFD Nature Transition Plans**を解説。

ベーシック編

- ・令和6年12月18日(水)、中堅・中小企業、スタートアップ・ベンチャー企業等を対象に実施。現地・オンライン含め300社を超える参加。
- ・「ネイチャーポジティブ経営実践のポイント」の解説や、最新のネイチャーポジティブ経営の事例等を踏まえ、今後のネイチャーポジティブ・アクションを考える機会を提供。

アドバンス編

- ・令和7年1月29日(水)、TNFD開示を予定しているまたは開示済みの企業等を対象に実施。現地・オンライン含め約400名が参加。
- ・企業の自然移行計画、ネイチャーポジティブ経営に求められるポイントを解説。**TNFDのNature Transition Plansのワークショップ**を実施。
- ・TNFD分析結果を踏まえた経営戦略事業戦略策定時の課題や予測される要素、当ワークショップ後のアクションなどについてディスカッション。



アーカイブ配信し
ています

アーカイブ
動画・資料



ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム立ち上げ

3月下旬サイトオープン・公募開始予定。

ネイチャーポジティブ 経営推進プラットフォーム

グリーン・バリュー・チェーンプラットフォーム内の設置(予定)

ネイチャーポジティブ経済移行戦略を具現化し、
新たに生まれるビジネスチャンスの促進とともに
ネイチャーポジティブ経済への移行と企業の成長を支援。



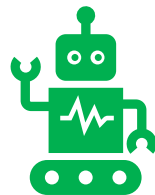
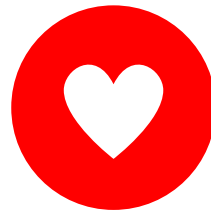
共同
プロジェクト

マッチング

キャパビル
支援



ネイチャーポジティブ経営を
目指す企業・支援する企業



ネイチャーポジティブ経済に
資する技術を有する企業

ビジネス機会の創出

互助・協業の推進

NP
経済への移行

国際標準化等に向けた取組

ネイチャーフットプリントの開発と国際標準化

【概要】

- 事業活動による企業ごとの環境負荷を可視化できるツール（ネイチャーフットプリント）を開発。
- 金融機関・投資機関による評価への活用を想定し、それら機関や事業会社の参画のもと開発。
- TNFDとの共同研究を行い、TNFDデータファシリティづくりに参画しつつ、コネクティビティを確保。

【事業規模】

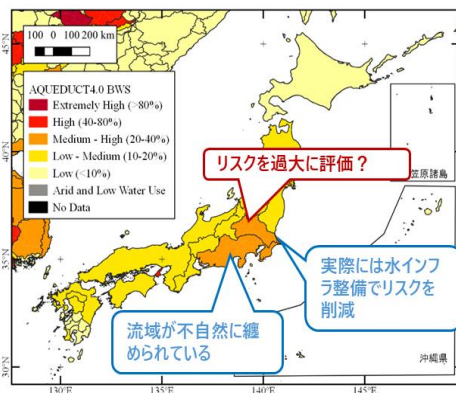
期間：令和6年度～令和7年度

予算：2年合計 約20,000万円（予定）

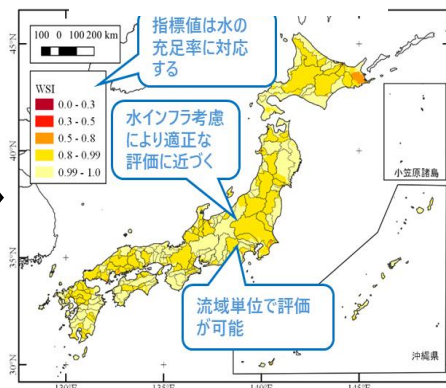
※内閣府科学技術イノベーション予算（BRIDGE）を用いて実施



WRI AQUEDUCT 4.0
（日本の水リスクが過大評価）



日本から提案する指標
（水インフラを勘案した評価）



国際ルールメイキングの勝ち筋の検討・打ち込み

【概要】

- 国際ルール形成の動向を踏まえた、ネイチャー分野での標準化戦略づくり、資金・人材等のメカニズムの検討。
- 社会実装の喫緊性の高い標準化策の促進。
- ネイチャー分野の国際ルール人材の育成促進。

生物多様性・自然資本を巡る“国際標準”



【事業規模】

期間：令和6年度

予算：約20,000万円

※内閣府科学技術イノベーション予算（BRIDGE）を用いて実施

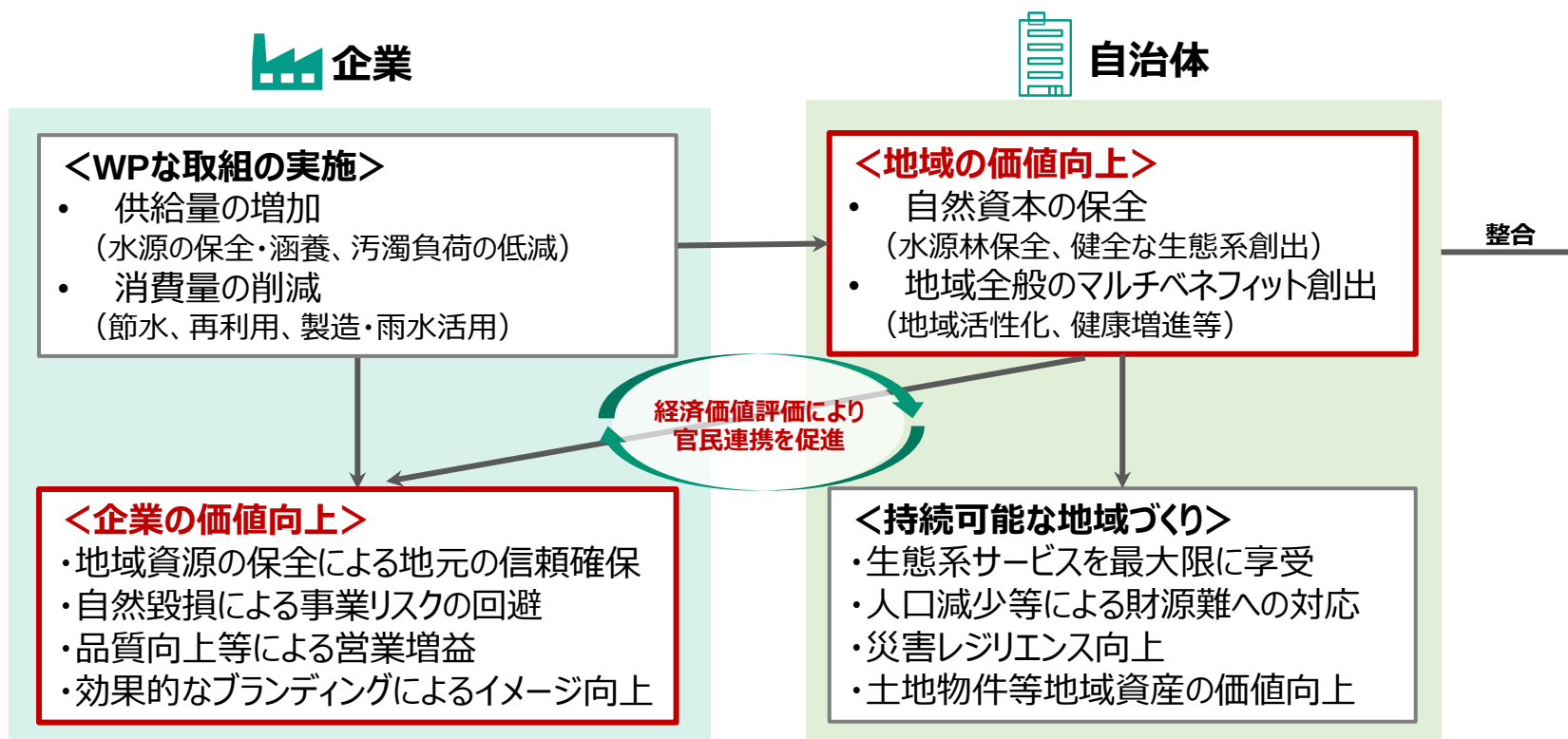
◆経済財政諮問会議 十倉議員発言 ポイント

我が国が主導して国際ルール化を進めることは、グローバル戦略としても非常に重要。日本企業は「技術に勝ってもルールで負ける」と言われる。グローバル戦略やG X・エネルギー戦略にとって極めて重要なグリーン分野を含めた国際ルールの形成を。

企業のウォーターポジティブ（WP）な取組成果の経済価値評価



- 自然資本のうち、生活や経済、文化の発展に不可欠な「水資源」に着目。
- 大手企業の工場等が存在する那須塩原（那須野が原）をモデル地域として、**企業のWP*な取組成果を環境経済学的手法な観点から評価検証。**
- 具体的には、WPな取組による**①自然資本（水資源）を含む地域の価値向上、②WPな取組を実施する企業の価値向上（実経済的な経済効果等）**の2つの観点で可視化・定量化を実施。
- **企業のWPな取組の価値を評価し、地域価値へと接続**させることで地域におけるネイチャーポジティブを後押し。 ※ 消費量を上回る水の供給による、持続的な水資源の利用を意味



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要

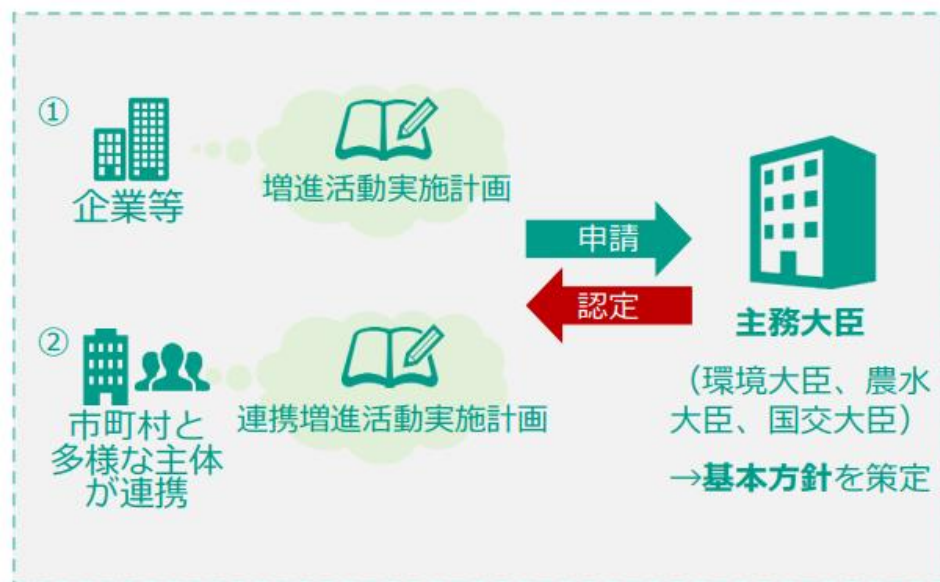
2024.4.12成立



(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

2025.4施行予定

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例
(令和6年3月時点で184件を認定)



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



水田ビオトープの田植え



都心における緑地の整備

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

(2) 協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

主なポイント

- ・ 手続きのワンストップ化
- ・ 場所ではなく場所に紐付く活動を認定（＝質の元々良い場所だけでなく、これから質を上げていく活動も認定対象）

自然共生サイト申請方法

令和7年4月から、自然共生サイトを法顕化した新法・地域生物多様性増進法が施行されます。
申請書の提出先は、独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）になります。
受付開始など詳細が決まりましたら改めてご案内します。

事務取扱要領【PDF:373KB】

審査の観点（認定基準）【PDF:352KB】

地域生物多様性増進活動手引き

1.8MB

地域生物多様性
増進活動の手引き

生態系タイプ毎の活動手引き

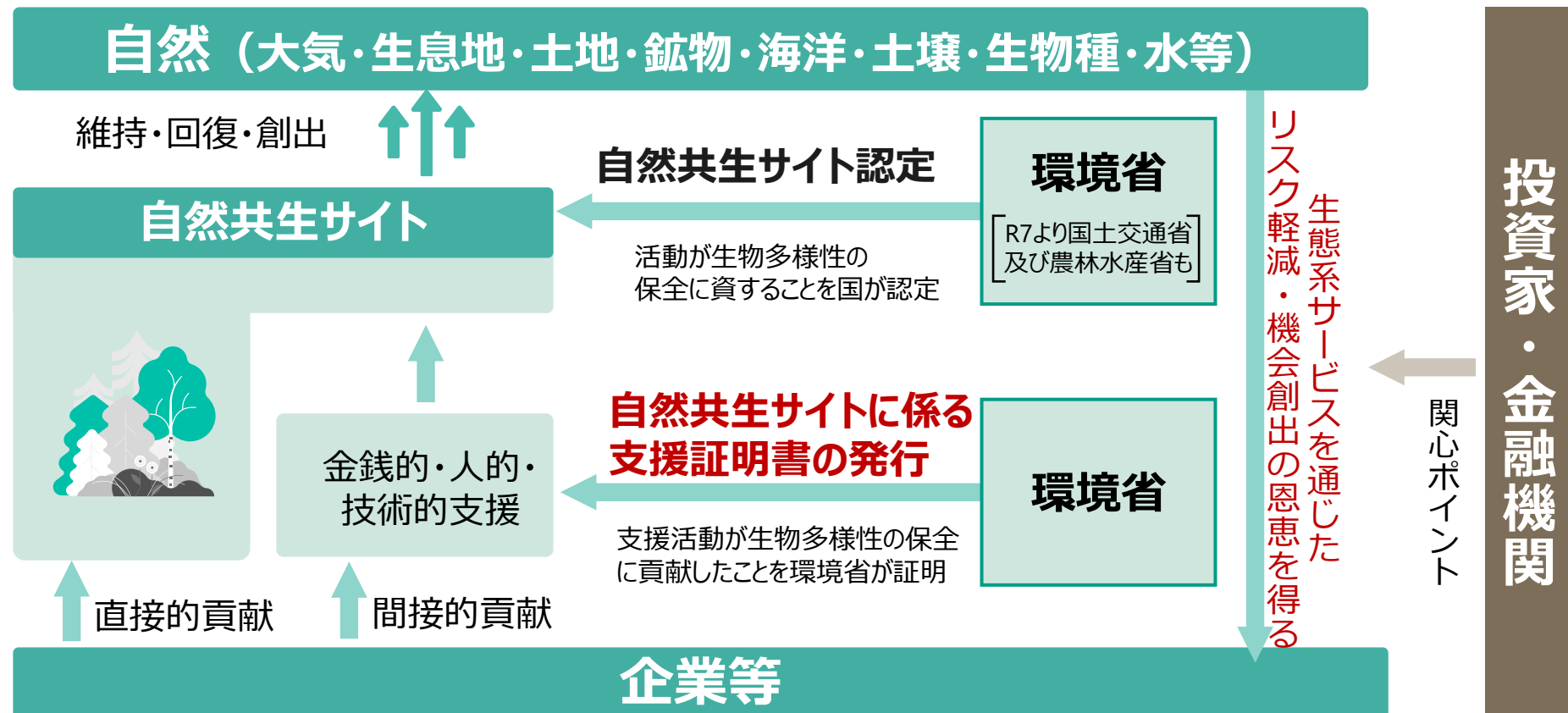
～地域における生物の多様性の増進のための活動の
促進等に関する法律に基づく認定申請に向けて～

新法に基づく
自然共生サイト
申請方法等は
HPに掲載済み



自分の土地でない自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 経済活動が依存している自然資本を損失することは、持続可能な経営上の明確なリスクである。経済活動を持続可能なものとするためには、各企業におけるネイチャーポジティブ経営への移行が必要となる。
- 自社で土地を有する企業等は、その土地を自然共生サイトに申請・登録し、保全管理等の活動を通じて直接生物多様性の保全に貢献することができる。しかし、そうでない企業の場合は、地域でつながりのあるサイトや自社のバリューチェーンに関連するサイト等の取組を支援することが有用である。支援証明書は環境省の証明により、その有用性を示すことができるツールである。
- TNFDでは、企業は、自然関連のリスク・機会に対し、負の影響を回避・低減した上で、自然の回復・再生に取り組むことが望ましいとされている。さらに、自然共生サイトへの支援を通じて、企業は自然の回復・再生への貢献を示すことで、ネイチャーポジティブ経営への移行を市場に訴求することができると考えられる。

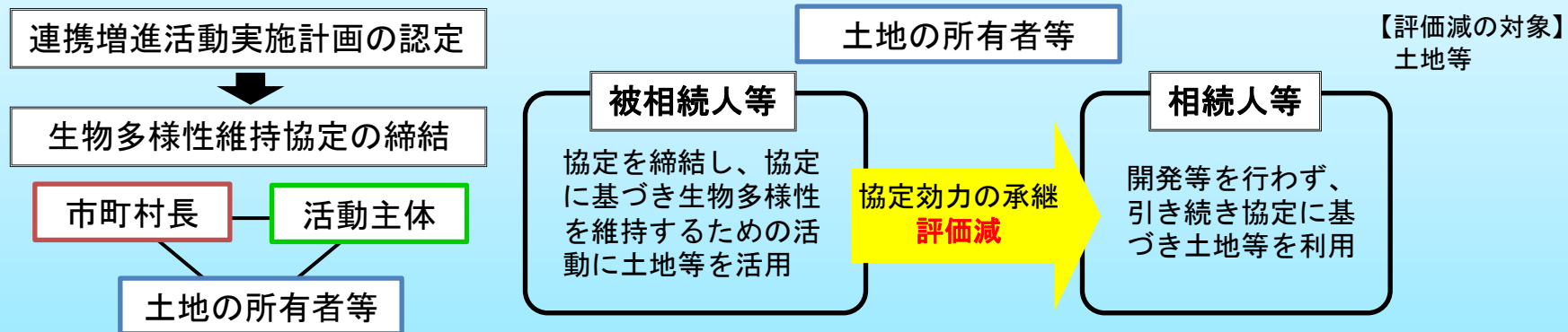


税制改正（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、**当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。**
- 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

生物多様性保全推進支援事業（交付金）について

- ネイチャーポジティブ活動を促進するため、**生物多様性保全推進支援事業（交付金）**により、「活動実施者」や「中間支援」に対する支援（活動経費の補助）を実施。令和5年度より、地方公共団体が負担する額に企業版ふるさと納税を活用することが可能となった。更に、令和6年度より、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を可能とした。
- 令和7年度は、**地域生物多様性増進法の施行に合わせた新規メニューに改正を予定**。

【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体（企業や大学等含む）、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額：1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサル条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域 内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内における事業を含む ）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額：1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体（企業や大学等含む）、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額：1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動計画区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内（最長3年）

令和7年度事業スケジュール（予定）	令和7年4月上旬 5月上旬 6月上旬	公募情報公表・受付開始 応募申請締切 採択事業決定・通知
-------------------	--------------------------	------------------------------------

※ 令和7年度より間接交付となります。執行団体は4月頃に決定します。
 ※ 交付要綱、公募要領、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

CSRを超えた ネイチャーポジティブ アクション

- ✓ リスク機会分析は企業の健康診断
- ✓ 開示は対話ツール
- ✓ リソースは実際に環境負荷低減／NPに貢献する取組に
- ✓ 新たなビジネス機会の創出を

シナジー効果

- ✓ 気候変動、資源循環、ネイチャーポジティブの統合的な対応
- ✓ 開示方法は工夫しつつ、気候変動対応にネイチャーをビルトインしていく

バリューチェーンでの 連携

- ✓ バリューチェーン単位の取組
- ✓ 地域の流域圏など、生態系サービスを介した面的取組
- ✓ ランドスケープアプローチ

ネイチャーポジティブ経営は、企業にとっての『サバイバル戦略』